**2019年　「ルワンダ国におけるパイロット事業」支援プログラム　公募要領**

下記の通り、2019年「ルワンダにおけるパイロット事業」を実施する事業者を公募します。

皆様の応募をお待ちしております。

|  |
| --- |
| **1. 事業の背景と目的**  |

アフリカ大陸のほぼ中央に位置する内陸国であるルワンダ共和国（以下「ルワンダ」）は国家開発目標として掲げた「Vision 2020」の中で、2020年までに中所得国になることを目標としています。そしてその目標の達成を目指し、情報通信技術（ICT）を活用した様々な社会経済開発に取り組んでいます。ルワンダでは、社会経済発展に向け、知識集約産業を創出し、革新的で高付加価値な製品とサービスを作り出すための体制構築及び人材育成が求められており、そのために、ICTの活用･普及を図ることが喫緊の課題となっています。

このようなルワンダの状況を受け、国際協力機構（JICA）は、ルワンダの社会経済発展を支援すべく、国家ICT戦略（Smart Rwanda Master Plan：SRMP） の策定･実施のためのアドバイザー派遣を含め、様々な分野において協力を実施してきました。今般、ルワンダ国政府とJICAは、国家ICT戦略の主要テーマであるICTを活用したイノベーションを育むエコシステム構築を目的として、これまでの取り組みを拡大する形で、2017年11月より「ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト（以下「ICTプロジェクト）」を実施しているところです。このプロジェクトを通じて、ルワンダにおいてICTの創造的な活用を通じたビジネスが数多く生まれ、ルワンダの社会経済発展に貢献すると共に、同国のアフリカ大陸におけるICTハブ」としての地位が一層強固なものとなることが期待されています。

特に、同プロジェクトの成果３「ICTに関連したルワンダ企業と本邦企業の関係が強化される」の達成に向けて、本プログラムでは、本邦企業によるルワンダでの法人設立及びルワンダ企業とのパートナシップによる事業展開を目指す本邦企業からビジネス企画を募集し、その立ち上げを具体的にサポートします。

このプログラムから得られた知見は、成果の評価・分析を含め、広く共有する形で取りまとめ、内外に発信していきます。これにより、日本国におけるルワンダ展開の円滑化を図り、ルワンダへの技術移転という視点を含め、日本とルワンダのビジネス関係の強化を促進します。

**2. 対象となる事業企画**

(1)　対象国：ルワンダ国

(2)　対象事業：主として以下の通り

1. 日本登記法人の企業が自ら事業を実施する企画であること
2. ルワンダ国を対象とした継続的なビジネスとなることを前提に、現地企業とパートナシップを結び、拠点設立を目指す企画であること

(3)　対象ビジネス分野

本プログラムにおいては、主として以下のビジネス分野を想定している。

※ただし、下記に規定される以外のビジネス分野であっても、その内容が適切であると判断しうる場合には対象とすることがある。

1. 現地製造販売ビジネス（アフリカで製品・サービスを生産・製造、販売）
2. 現地市場開拓のための輸出ビジネス　（日本／第三国で生産した商品・サービスをアフリカへ輸出・販売）
3. 輸入・調達ビジネス （アフリカの商品サービスを日本／第三国へ輸入・販売）

なお、いずれのビジネス分野においても、以下のうち1つ以上を含んでいることが望ましい。

1. 応募した日本企業がICT利活用を主とするビジネスを展開していること
2. パートナーとなるルワンダの企業がICT利活用を主とするビジネスを展開していること

※ICT(Information Communication Technology)利活用を主とするビジネスとは、ソフトウェア系、ハードウェア系、Web系そして情報処理系等、情報サービス業に関わるビジネスのことを意味します。

**3. 支援期間**

2018年3月～2018年8月（6カ月間）
※支援機関は変更することがあります。

**4.　主な支援内容**

現地市場・規制に係る調査、コアワーキングスペースの提供、法務・会計コンサルティング、現地人材雇用、広告宣伝、展示会出展、資料作成・翻訳等の支援サービス

※支援サービス提供において、当方プロジェクトと支援サービスを受ける事業者の間で、現金の提供はありません。

※出張旅費、現地宿泊費は支援対象外です

※１事業あたりの支援サービス提供量は最大200万円相当までを目安とします。

**5.　応募資格**

1. ルワンダへの拠点設立を目指した継続的なビジネスを自社として検討する日本登記法人の企業であること。
2. 応募企業の代表者又は事業責任者が承認し、コミットメントをしている事業計画であること。
3. 本事業にかかわる専任者または担当者が指名されており、プロジェクトからの問い合わせ等に迅速に対応できる実施体制が整っていること。
4. 今回の応募テーマと同一テーマにて国（独立行政法人等含む）及び地方自治体の他の補助金・助成制度を活用していないこと。
5. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと。
6. 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
7. 対象事業に関して係争中のものでないこと。
8. 模倣品の取り扱いや著作権の侵害を犯しているものでないこと。
9. 名義貸しにより設立された法人、あるいは実体のない法人でないこと。
10. 反社会勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でないこと。
11. 本事業の成果普及および日本企業のルワンダ進出促進の一助とするため、本事業の進捗・成果についての報告書を公表すること、事業内容に係る関係者の取材に協力する等に同意できること。
12. 事業の成果把握のために本プロジェクトが実施するフォローアップアンケート等に協力できること。

※本事業への申請に際し、応募資格要件をすべて満たしていることを、事業企画書の提出時に誓約いただくことを必須とします。

**6.****応募方法**

(1)　提出書類

* 1. 事業企画書
	2. 決算報告書、財務諸表（有価証券報告書相当）
	3. 会社案内・パンフレット、その他参考資料

(2) 募集期間

2019年1月15日（火）～2019年2月8日（金）

(3) 提出期限

2019年2月8日（金） 17：00必着（電子メールまたは郵送）

(4) 提出先・問い合わせ窓口

**ルワンダ国ＩＣＴイノベーションエコシステム強化プロジェクト**

**担当**：　サムエル　イマニシムエ、　貝瀬　秀明

**住所**： 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-2-7麹町4丁目共同ビル8階

（株)コーエイリサーチ&コンサルティング

**E-mail:** info\_pilot@innovation.rwに提出

**Tel**: 03-3288-1162

 **評価基準**

|  |  |
| --- | --- |
|  | **評価の視点** |
| **事業計画の妥当性** | 1. ルワンダにおける事業拠点設立を目指しているか
 |
| 1. 事業目的・経営目的が明確であるか
 |
| 1. 自社の海外事業戦略におけるルワンダ事業の位置づけ・優先順位が明確か
 |
| 1. パイロット事業の目的・内容が明確か
 |
| 1. 対象製品・サービスの市場ニーズはあるか（非価格競争力はあるか）
 |
| 1. 事業計画・スケジュールは適切かつ現実的か
 |
| 1. 不確定要素やリスク要因が適切に把握され対処策は検討されているか
 |
| 1. 現地の付加価値向上のための指導、技術移転等、波及効果が期待できるか
 |
| 1. 中長期的に継続できるビジネスか
 |
| **企業の****能力・資質** | 1. 会社の代表者または事業責任者のコミットメントはとれているか
 |
| 1. 自社の強みが明確か
 |
| 1. 実施体制がきちんと組まれているか
 |
| 1. 安定的な財務基盤があるか
 |
| 1. 過去に海外事業実績があるか
 |
| 1. ルワンダでの事業展開に対する熱意があるか
 |
| 1. 現地ビジネスパートナー、信頼できるオペレーター等を確保しているか
 |

**７.　採択までの流れとスケジュール**

|  |
| --- |
| **（1）一次選考（書類審査）** |
| 提出された書類に基づき、応募資格を確認し、事業計画書等の内容について評価基準に沿って審査します。一次選考結果通知予定日：書類受領後、1週間以内を想定※不採択理由等の問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。 |
| **（2）二次選考（プレゼンテーション審査、一次選考通過企業のみ）** |
| 一次選考通過企業のみ、1社30分程度のプレゼンテーション審査（10分：企業プレゼンテーション、20分：質疑応答）を実施します。下記日程につきご予定ください。* 日時：2019年2月中旬～2月下旬

※一次選考通過企業に対し、個別に日程をお知らせします。* 場所：㈱コーエイリサーチ&コンサルティング 会議室

※プレゼンテーションで用いる資料は申請時の提出書類の他、パワーポイント(10 枚以内)の使用、サンプルやパンフレットの持参を推奨します。 |
| **（3）採択結果の通知** |
| 採択結果通知：2019年2月下旬　個別に結果を通知します。※不採択理由等の問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。 |
| **（4）採択後の予定（採択企業のみ）** |
| ●事業実施説明会開催：2019 年 2 月下旬頃 ※採択企業にお知らせします。●協力同意書の締結準備: 2019 年 2 月下旬～3月上旬頃（約2週間を想定）●協力同意書の締結・事業開始：2019 年 3 月以降●事業終了・報告書等提出：2019 年 9 月中旬頃（最終報告会用に利用した資料等）※中間報告会：2019 年 4 月頃、最終報告会：2019 年 9 月中旬頃 |

**8.　採択後の協力同意書の締結、報告書の提出**

**(1) 採択の確定について：**

採択後、採択された企業と本プロジェクトとで面談等を実施し、採択を確定します。企画書の内容に大幅な変更があった場合や参加資格を満たさない場合には、採択を取り消す可能性もあります。

**(2) 協力同意書の締結及び事業実施について：**

採択が確定した企業は、事業実施に係る協力同意書を本プロジェクトと締結し、事業を遂行します。

**(3) 事業実施報告について：**

事業期間中および事業終了後、採択企業は支援項目に沿って、本プロジェクトに報告を行います。

また、中間報告会及び最終報告会の開催等において、適宜ご協力いただきます。

**(4) 事業実施報告書の提出について**

採択企業は、本事業の成果物として、事業実施報告書を指定項目（事業概要、実施結果、見出された課題および課題解決に向けたアクション等）に基づき作成し、指定の期限までに本プロジェクトへ提出します。

※事業実施報告書の著作権は、原則として本プロジェクトに帰属します。

**(5) 事業実施報告書の概要の公表について：**

本事業の成果普及および日本企業のルワンダ進出促進の一助とするため、セミナーや報告書等各種手法により、採択企業との協議を経た上で、事業実施結果の概要を公表します。また、必要に応じて、ルワンダ国に進出する上での課題等をルワンダ国政府・関係機関にフィードバックします。